



昨年12月末に開催した第5回の検討委員会では、第1次提言に引き続き、何校に統合すべきかの「学校数」に論点を絞り、1校から3校までに統合した場合の児童数や学級数をシミュレートした資料を基に検討を開始しました。

鞍手町の人口規模では1校に統合すべきではないかという意見が多く出されましたが、通学手段や複数校に統合した場合に学校を選択できるのか等、統合する場合の諸条件を整理しないと、児童数と学級数だけでは結論を出すのが難しいとの意見も出されました。

そこで、第6回検討委員会では、第5回で現実的な選択肢とされた1校統合と2校統合（標準規模校＋小規模校）の2案に絞り、統合する場合の諸条件を整理し、検討しました。

○ 統合の形態（学校数）について

下表は、事務局が整理した2案の概要です。

統合の必要性について検討した第1次提言では、委員の全員一致で「なんらかの統合が必要」との結論となりましたが、学校数については、1校統合案と2校統合案で委員の意見が分かれ、様々な意見が出されました。

■ 2案の概要

	1校統合案	2校統合案（標準規模校＋小規模校） （標準規模校をA校、小規模校をB校と標記します。）
校舎等	新設する。 （新設する場所は、既存校の敷地又は町有地）	A校は新設、B校は既存校のうち1校を改修 （A校を新設する場所は、1校統合案と同じ）
通学区域	町内全域を通学区域とする。	B校の通学区域は既存校の通学区域とし、B校の通学区域以外をA校の通学区域とする。
学校選択性	—	自由選択制を採用する。 （保護者が希望する小学校を選択出来る。）
通学方法等	スクールバスを運行する。	A校、B校共に、スクールバスを運行する。
特別な配慮等	児童数の増加に伴い配置される加配教員を活用し、習熟度別指導等のきめ細かな指導体制を整備する。	B校について、児童数が減少し、複式学級の編成が必要な状況になった場合でも、町で教員を雇用し単式学級とする。A校については1校統合案と同じ。

■ 1校統合案を支持する委員の意見

- ・1校に統合し、大人数に馴染めない子供たちのために、少人数クラスや特別クラスのようなものを設置するような配慮が必要。リモート技術も進歩していることからそれらを活用して対応する。
- ・1校に統合した上で、小規模校のメリットを1校の中に入れるような考え方は出来ないのかなと思う。
- ・教員の質を上げ、配慮が必要なお子さんに対してもしっかりとケアする。統合校の校舎を新設する際にハード面からも、多様な個性がある児童に配慮できるようにする。
- ・2校案の小規模校に発達障がい等がある特別支援教育が必要な児童が集中することになる。特別支援教育が必要な児童も、一般の学級で何の支障も無い子も、一緒に過ごすことでお互いに成長する。
- ・2校案が学校自由選択制を採用し、標準規模校を新設、小規模校を改築する前提だと、新設の標準規模校を希望する者が多数となり、小規模校の存在価値が無くなる。

■ 2校統合案を支持する委員の意見

- ・大きな集団に溶け込めない児童が出たときの、逃げ場所ではないが、そういった選択肢があるべきじゃないかなと思う。子どものことを考えるとそういったことが必要ではないかなと思う。
- ・小規模校の良さを残しつつ、2校の統合になると色々なことに対応ができる環境がそろえるかなと思う。2校になることで選択肢が広がることは、非常にいいことではないかなと思う。

○ 鞍手町教育委員会への第2次提言

小学校のあり方が検討されることとなった大きな要因の一つは、児童数が減少し町内の6小学校の全てが小規模校となっていることです。検討委員会としては、今後児童数の減少が見込まれることを踏まえ、多くの友人と共に学び切磋琢磨できる環境を確保できる点に重きを置き、1校統合案を選択することとしました。

第1次提言時は、「学校数」に加えて、統合校の「場所」に結論を出し、第2次提言とする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことから、「場所」については令和4年度の課題として持ち越すこととして、下記のとおり第2次提言書として鞍手町教育委員会へ提出しました。

～ 第2次提言の全文 ～

統合後の小学校の校数については、1校への統合と、標準規模と小規模の2校への統合の、2つの案について比較検討を行いました。

その結果、当町の小学校児童数の現状と、我が国全体が人口減少社会へと突入し今後小学校児童数の増加は考えにくいことから、教員を手厚く配置することで、きめ細やかな指導体制と障がいのある無しに関わらず、多くの友人たちと共に学べる環境を併せ持つ1校への統合との結論に至りました。

なお、統合校の校舎は新設することとし、リモートなどの新しい技術を取り入れることにより、多様な個性を持つ子どもたちへの様々な配慮が可能となるよう検討してください。

令和4年2月16日

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会 会長

○ 令和4年度へ向けて

今後はあり方検討委員会からの提言を踏まえて、鞍手町教育委員会として小学校のあり方についての方針を定め、町長へ報告していくこととなります。

これからも、あり方検討委員会での協議の概要はもちろん、鞍手町教育委員会での審議結果など、鞍手町立小学校のあり方についての動向を引き続き、当便りを発行して皆様へお知らせしていきます。



発行責任・編集

鞍手町教育委員会 教育課教育環境整備係

E-mail : gakkoukankyou@town.kurate.lg.jp

この便りは、町のホームページに掲載しています。

Tel 0949 - 42 - 7202

Fax 0949 - 42 - 0149

<https://www.town.kurate.lg.jp>



HP QRコード